

競争参加者の資格に関する公示

舞鶴（６）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和６年４月１日

近畿中部防衛局長 茂籠 勇人

1 案件名 舞鶴（６）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事

2 履行場所 京都府舞鶴市

3 案件内容

本業務は、設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の５職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注する総合発注業務である。

ア 技術協力業務

(ア) 業務内容 本業務は、別途発注の舞鶴（６）施設最適化総合設計に対し施工者の観点から技術提案を行うものである。

(イ) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年３月15日まで

(ウ) 本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 対象施設

【舞鶴総監部】（舞鶴地方総監部１区、舞鶴海上訓練指導隊、舞鶴教育隊、舞鶴警備隊、舞鶴造修補給所、舞鶴造修補給所浜地区、舞鶴弾薬整備補給所、舞鶴弾薬整備補給所倉庫地区、舞鶴地方総監部第２区、舞鶴地方総監部北吸係留所、舞鶴衛生隊）

1) 建替施設（建替後の施設）

- ・ 庁隊舎新設（３階建 約2,100㎡）
- ・ 庁舎新設（５階建 約3,700㎡）、（４階建 約5,200㎡）、（３階建 約1,900㎡）
- ・ 隊庁舎新設（３階建 約1,700㎡）、（２階建 約1,100㎡）
- ・ 隊舎新設（７階建 約6,100㎡）、（３階建 約2,600㎡）
- ・ 体育館新設（２（一部１）階建 約5,900㎡）
- ・ 体育館、プール新設（２階建 約3,400㎡）

- ・倉庫新設（1階建 約2,100㎡）、（1階建 約1,700㎡）
- ・整備場新設（3階建 約9,200㎡）
- ・食厨新設（2階建 約1,800㎡）、（1階建 約1,200㎡）
- ・作業所新設（1階建 約1,300㎡）
- ・厚生施設新設（2階建 約1,000㎡）
- ・訓練場新設（一部2階建 約2,700㎡）、（1階建 約3,000㎡）
- ・上記以外の1,000㎡未満の建物 計57棟、計約6,000㎡

2) 改修施設

- ・病院改修（2階建 約4,800㎡）
- ・庁舎改修（3階建 約2,100㎡）、（2階建 約2,100㎡）
- ・隊舎改修（7階建 約6,700㎡）、（6階建 約8,900㎡）、（6階建 約6,800㎡）、（2階建 約1,100㎡）
- ・実習場改修（3階建 約1,600㎡）
- ・講堂改修（3階建 約1,200㎡）
- ・上記以外の1,000㎡未満の建物 計36棟、計約11,500㎡
- ・仮設一式、建物付帯一式、解体工事一式、基地内幹線ユーティリティ一式

【舞鶴航空基地】

1) 建替施設（建替後の施設）

- ・整備格納庫新設（2階建 約4,600㎡）
- ・食厨・体育館新設（3階建 約3,400㎡）
- ・格納庫新設（2階建 約3,600㎡）
- ・上記以外の1,000㎡未満の建物 計1棟、計40㎡

2) 改修施設

- ・庁舎改修（3階建 約2,400㎡）
- ・隊舎改修（6階建 約5,400㎡）
- ・倉庫改修（2階建 約3,300㎡）
- ・整備場改修（2階建 約1,900㎡）
- ・管制塔改修（6階建 約1,300㎡）
- ・上記以外の1,000㎡未満の建物 計12棟、計約1,800㎡
- ・仮設一式、建物付帯一式、解体工事一式、基地内幹線ユーティリティ一式

4 競争参加資格申請書の交付

- (1) 交付期間 令和6年4月1日から令和6年5月20日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）

(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前9時から午後6時まで。紙による交付は午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

- (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67

近畿中部防衛局総務部契約課 電話 06-6945-5741

- (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

5 申請書の提出

- (1) 提出期間 令和6年4月1日から令和6年4月22日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。令和6年4月22日は正午まで。

- (2) 提出場所 上記5(2)に同じ。

- (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送(書留郵便に限る。)、託送(書留郵便と同等のものに限る。)又は電子メールにより提出すること。

ア 総合評定値通知書(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。)又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したものの写し。

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記6(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類(申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」(令和6年4月1日付支出負担行為担当官近畿中部防衛局長)に示すところにより交付する入札説明書の別冊様式第2-1)と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)

エ 下記6(2)エの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類(申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」(令和6年4月1日付支出負担行為担当官近畿中部防衛局長)に示すところにより交付する入札説明書の別冊様式第3-1)と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)

- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす最大7者までの組合せとする。

ア 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、特定建設工事共同企業体の代表者は「建築一式工事」で、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」のいずれかで級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。）

また、優先交渉権者の選定日までに、特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「C等級」以上の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。）が1,200点以上であること。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事」及び「土木一式工事」については830点以上とし、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」については870点以上のいずれかであること。

ただし、代表者以外の構成員のうち1者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」又は「土木一式工事」のいずれかが990点以上であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿中部防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施(事)第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 平成21年4月1日から公示日までに次に示す実績を有すること。

① 特定建設工事共同企業体の代表者

- ・元請けとして完成・引渡し完了した国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、次に示す実績を有する者

施工実績：構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積が1棟あたり5,500㎡以上の建物新設建築工事（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

ただし、業務実績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務実績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

② 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（「建築一式工事」990点以上又は「土木一式工事」990点以上のいずれかの者）

- ・元請けとして完成・引渡し完了した国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、次に示す実績を有する者
- ・防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、次に示す実績を有する者

施工実績：構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積が1棟あたり2,700㎡以上の建物新設工事であって、「建築一式工事」990点以上の構成員は建築工事の施工実績、「土木一式工事」990点以上の構成員は土木工事の施工実績（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

ただし、業務実績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務実績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

③ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（上記①②以外の、「建築一式工事」830点以上、「土木一式工事」830点以上、「電気工事」870点以上、「電気通信工事」870点以上又は「管工事」870点以上の構成員）

- ・元請けとして完成・引渡し完了した国内における工事のうち、次に示す実績を有する者
- ・防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、次に示す実績を有する者

施工実績：構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物新設工事であって、「建築一式工事」830点以上の構成員は建築工事の施工実績、「土木一式工事」830点以上の構成員は土木工事の施工実績、「電気工事」870

点以上又は「電気通信工事」870点以上の構成員は同建物新設工事であって電気工事又は通信工事のいずれかの施工実績、「管工事」870点以上の構成員は機械工事の施工実績（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- イ 建設業法の建築一式工事、土木一式工事、電気工事、管工事、電気通信工事のいずれかにつき許可を有しての営業年数が5年以上であること。
- ウ 建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者、及び、それぞれの工種に係る主任技術者をそれぞれ工事現場に専任で配置できること。
- エ 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は次の工事経験を有する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

特定建設工事共同企業体の代表者の監理技術者は、次の(ア)から(イ)に示す条件をすべて満たす者である。

- (ア) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
 - ・一級建築士の資格を有するもの。
 - ・これと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定したもの。
 - (イ) 平成21年4月1日から手続き開始の公示日までに次の①又は②のうち、いずれかを施工した経験を有すること。
 - ① 元請けとして完成・引渡し完了した工事のうち、建物の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造建物の新設建築工事。（原則、着工から完成まで従事していること。）
 - ② 総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造建物の新設建築工事。（原則、着工から完成まで従事していること。）
- オ 配置予定担当技術者
配置予定担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者である。

建築：1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

土木：1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

電気・通信：1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

管：1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

カ 特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該技術協力業務に配置できる者であること。

(ア) 入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。

恒常的な雇用関係とは、3か月以上の雇用関係があることをいう。

(イ) 一級建築士の資格を有する者。

(ロ) 令和6年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満である。

ただし、令和6年4月1日現在の手持ち業務に近畿中部防衛局及び東海防衛支局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、契約金額は対象外とする。また、発注する業務の履行開始予定日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の受注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、説明書5の代表者に求める条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

7 上記6(1)アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記5により申請することができる。この場合、上記6(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該案件の優先交渉権者の選定日までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該案件の優先交渉権者の選定日までに上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

8 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

9 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該案件の受注者以外の者にあつては、当該案件の請負契約が締結された日までとする。

10 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「舞鶴（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事〇〇〇〇建設・〇〇〇〇建設建設共同企業体」とする。
- (2) 当該案件に係る競争に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。